

令和5年12月11日(月)

開会（9：54）

○坂上清一委員長

開会宣言。出席委員が9名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、「補正予算」4件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。本日も昨日よりは少し気温が下がっているが、寒波が来ている状況ではない。12月6日にスキー場において安全祈願祭を執り行った。今年度スキー場にあっては、リフトの改修、電気工事関係、駐車場の舗装等の工事費を合わせると1億2,489万円ほど経費がかかっている。大雨によりゲレンデも土砂崩れがあった。その復旧でも4,950万円ほど経費がかかっている。なかなか雪も降りそうもないが、それだけ経費をかけた中でスキー場を運営していかなければならない状況がある。是非是非、適切に降って多くの皆さま方、市内外の方々にスキー場を利用いただければと考えているところです。本日の案件は、補正予算4件であるがよろしく審議願いたい。

議第76号 令和5年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

西村上下水道課長説明

収益的支出に21万円を追加し、その総額を9億2,945万8千円とし、資本的支出に6万1千円を追加し、その総額を9億6,272万1千円とするものである。内容は、収入支出とも給与改定に伴う増額である。

質疑

無し

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第77号 令和5年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

西村上下水道課長説明

収益的支出に24万1千円を追加し、その総額を5億9,231万4千円とするとともに、資本的収入に1,434万円を追加し、その総額を4億2,814万円とし、資本的支出に1,442万円を追加し、その総額を6億7,459万円とするものとなっている。

収益的支出は給与改定に伴い給与費等を増額するものである。資本的収入においては、国庫補助事業である乙地区機能強化更新工事にかかる費用の増額に伴い、企業債及び国庫補助金を増額したほか黒川処理場の機械設備工事に伴い、企業債を増額するものである。資本的支出においては、給与改定に伴い給与費等を増額するものと資本的収入と同様に乙地区機能強化更新工事及び黒川処理場の機械設備工事について、工事請負費を増額するものである。

第4条債務負担行為については、水質分析業務委託料について、令和6年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

第5条企業債の補正につきましては、建設改良事業の増額に伴い、限度額を増額するものである。

質疑

○増子達也委員

説明書の94ページと95ページ。国庫補助事業で94ページ下に国庫補助金164万円。95ページ下で工事請負額1,435万円となっているが、補助率はどれぐらいのものか。まとまっている可能性もあるが、どのような内訳になっているかお願いします。

○西村上下水道課長

補助率は50%となっている。内訳ですが、工事費が328万円の部分について50%の164万円とそのほかに補助が付かない単独事業が1,170万円の内訳になっている。

○渡辺宏行委員

乙地区機能強化更新工事は具体的にどのような工事なのか。

○西村上下水道課長

既存の農業集落排水事業のポンプの本体とそれに伴う電気工事の更新工事になっている。

○増子達也委員

補助事業が乙の方で、補助にならないのが黒川処理場という認識でいいか。

○西村上下水道課長

そのとおりです。乙が補助事業で黒川処理場が単独事業になっている。

○羽田野孝子副委員長

黒川処理場の機械設備更新は、どのような機械を設定されるのか。

○西村上下水道課長

黒川処理場の更新工事ですが、自動除塵機といい、ちりやほこりを取り除く機械の工事になる。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第78号 令和5年度胎内市水道事業会計補正予算（第2号）

西村上下水道課長説明

収益的支出から323万7千円を減額し、その総額を6億3,299万3千円とするとともに、資本的収入に1億4,970万円を追加し、その総額を4億7,846万6千円とし、資本的支出に1億5,334万9千円を追加し、その総額を7億3,102万9千円とするものである。

収益的支出は育児休業に伴い給与費を減額するものである。資本的収入は、国庫補助事業である水道管路耐震化等推進事業に伴う猫山配水池送水、配水管更新工事について、県と協

議により、企業債及び国庫補助金を増額するものである。資本的支出において、給与改定に伴い給与費等を増額するものである。さらに資本的収入と同様に猫山配水池送水、配水管更新工事について、委託料及び工事請負費を増額するものである。

第4条継続費の補正は、水道管路耐震化等推進事業の増額に伴い、総額及び令和5年度年割額を増額するものである。

第5条債務負担行為は、緩速ろ過池管理業務委託料ほか4件について、令和6年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

第6条の企業債の補正は、建設改良事業の増額に伴い、限度額を増額するものである。

質疑

○天木義人委員

水道の開閉栓だが件数、単価はいくらか。

○西村上下水道課長

開閉栓の件数については、年間2,010件程度予定しており、単価については、見込みとして1回当たり1,980円を予定している。

○天木義人委員

前に開閉栓の開け閉めは最高裁の判例でもらえないことになっていたが、どのような人がもらえないのか。

○西村上下水道課長

判例は給水停止をする際にお金を払わないと開けない場合などは開閉栓手数料はもらえないことで、給水停止する際にお金をもらうのはダメである。

○天木義人委員

水道料金を払わないで給水したのは何件くらいあるのか。この2,010件のうち何パーセントくらいか。

○西村上下水道課長

給水停止に伴う開閉栓が 74 件となっている。

○天木義人委員

そうすると 1,800 件くらいはもらってもいいことになると思う。県内でももらっているところ多々あると思う。全額でなくても。水道会計は裕福だからもらわなくてもいいのかもしれないが。これからどのようなことを考えているか。ずっともらわないで行くか。

○西村上下水道課長

県内でももらっているところはあるが、もらっているところは水道料金が胎内市よりも低廉なところがほとんどです。全部が胎内市より水道料金が低いところではもらっているようです。胎内市の水道料金は県内で上から 4 番目くらいの料金水準なので、昨年、一昨年調査はしたが、今はもらわない方向で考えている。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

議第79号 令和5年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第3号）

西村上下水道課長説明

収益的支出に 6 万 6 千円を追加し、その総額を 2 億 818 万 7 千円とし、資本的支出に 12 万 7 千円を追加し、その総額を 1 億 2,409 万 9 千円とするものである。

内容としては、収入支出とも給与改定に伴う増額となっている。

第 4 条債務負担行為は、水質検査業務委託料ほか 3 件について、令和 6 年度当初から実施するため、今年度中に契約する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

質疑

○渡辺栄六委員

44ページにある債務負担行為。一番上の水質検査業務委託料は、水道事業と比べてあまり差がないが、保安待機業務委託料は簡易水道が277万2千円ですが、水道事業が1,500万円ちょっとで、かなりの差があるが内容についてお願いします。

○西村上下水道課長

水質検査の委託料は、上水道でも簡易水道事業でも回数、検査項目等は変わらないものなのでほとんど変わらない。ただ、上水道が川の水を使っているためその部分が少し多いだけで、そのほかは、毎月の15項目の検査、年1回の51項目の検査等は変わらない部分なので水質検査の委託料はあまり差がない。ただし、保安待機の委託料は、水道と簡易水道でそれぞれ使っているメーターの数。例えば78対22の割合で案分して金額を出しているのので、それに伴い相当な差が出ている状況となっている。

○渡辺栄六委員

量水器取替業務委託料は水道事業も簡易水道も同じにやっていると思うが、取替のサイクルはどのような感じになっているのか。

○西村上下水道課長

8年に1回水道メーターを取り替えている。こちらも地区的なものや地区にたくさんあると水道や簡易水道でもばらつきがでて、水道の方が普段多いがたまたまその年に家がたくさん建ったなどで多くなることはある。

自由討議

無し

採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会（10：18）